

平成十一年政令第百四十三号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令  
内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律  
(平成十年法律第百十七号) 第二条第三項第四号  
及び第五号並びに第五項の規定に基づき、この政  
令を制定する。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 温室効果ガス算定排出量の報告(第五  
条―第八条)

第三章 割当量口座簿等(第九条―第十九条)

第四章 雑則(第二十―第二十三条)

附則

第一章 総則

(温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボン)  
第一条 地球温暖化対策の推進に関する法律(以  
下「法」という。) 第二条第三項第四号の政令  
で定めるハイドロフルオロカーボンは、次に掲  
げるとおりとする。

- 一 トリフルオロメタン(別名HFC―三三)
- 二 ジフルオロメタン(別名HFC―三二)
- 三 フルオロメタン(別名HFC―四)
- 四 一・一・二・二・ペンタフルオロエタ  
ン(別名HFC―二五)
- 五 一・一・二・二・テトラフルオロエタン  
(別名HFC―二四)
- 六 一・一・一・二・テトラフルオロエタン  
(別名HFC―二四a)
- 七 一・一・二・トリフルオロエタン(別名H  
FC―四三)
- 八 一・一・一・トリフルオロエタン(別名H  
FC―四三a)
- 九 一・二・ジフルオロエタン(別名HFC―  
一五二)
- 一〇 一・一・ジフルオロエタン(別名HFC―  
一五二a)
- 一一 フルオロエタン(別名HFC―一六一)
- 一二 一・一・一・二・三・三・ヘキサフル  
オロプロパン(別名HFC―二七e a)
- 一三 一・一・一・三・三・ヘキサフルオ  
ロプロパン(別名HFC―二七f a)
- 一四 一・一・一・二・三・三・ヘキサフルオ  
ロプロパン(別名HFC―二七e a)
- 一五 一・一・一・二・三・三・ヘキサフルオ  
ロプロパン(別名HFC―二七c b)
- 一六 一・一・二・三・ペンタフルオロブ  
ロパン(別名HFC―二四五c a)

- 一七 一・一・一・三・三・ペンタフルオロブ  
ロパン(別名HFC―二四五f a)
- 一八 一・一・一・三・三・ペンタフルオロブ  
タン(別名HFC―三六五m f c)
- 一九 一・一・一・二・三・四・四・五・五・  
五・デカフルオロペンタン(別名HFC―四  
三一〇m e e)

(温室効果ガスたるパーフルオロカーボン)

第二条 法第二条第三項第五号の政令で定める  
パーフルオロカーボンは、次に掲げるとおりと  
する。

- 一 パーフルオロメタン(別名PFC―一四)
- 二 パーフルオロエタン(別名PFC―一  
六)
- 三 パーフルオロプロパン(別名PFC―二  
八)
- 四 パーフルオロシクロプロパン
- 五 パーフルオロブタン(別名PFC―三一  
一〇)
- 六 パーフルオロシクロブタン(別名PFC―  
c三一八)
- 七 パーフルオロペンタン(別名PFC―四  
一一)
- 八 パーフルオロヘキサン(別名PFC―五一  
一一四)
- 九 パーフルオロデカリン(別名PFC―九一  
一一八)

(温室効果ガス総排出量に係る温室効果ガスの  
排出量の算定方法)

第三条 法第二条第五項の政令で定める方法は、  
次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区  
分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 二酸化炭素 次に掲げる量を合算する方法  
イ 別表第一の第二欄に掲げる燃料ごとに、  
総排出量算定期間(温室効果ガス総排出量  
の算定に係る期間をいう。以下同じ。)に  
おいてその本来の用途に従って使用された  
当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、同  
表の第三欄に掲げる単位で表した量をい  
う。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当  
該単位当たりのメガジュールで表した発熱  
量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じ  
て得られる量に、当該区分に応じ当該燃料  
の一メガジュール当たりの発熱に伴い排出  
されるキログラムで表した炭素の量として  
同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られ  
る量に、十二分の四十四を乗じて得られる

量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を  
合算して得られる量

ロ 総排出量算定期間において使用された他  
人から供給された電気の量(キロワット時  
で表した量をいう。)に、電気事業者(電  
気事業法(昭和三十九年法律第七十号)  
第二条第一項第三号に規定する小売電気事  
業者及び同項第九号に規定する一般送配電  
事業者をいう。以下ロにおいて同じ。)及  
び電気事業者以外の者の別に応じ、当該電  
気の一キロワット時当たりの使用に伴い排  
出されるキログラムで表した二酸化炭素の  
量として環境大臣及び経済産業大臣が告示  
する係数を乗じて得られる量

ハ 総排出量算定期間において使用された他  
人から供給された熱の量(メガジュールで  
表した量をいう。)に、当該熱の一メガジ  
ュール当たりの使用に伴い排出されるキロ  
グラムで表した二酸化炭素の量として〇・  
〇五七を乗じて得られる量

ニ 次に掲げる一般廃棄物(廃棄物の処理及  
び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第  
百三十七号) 以下「廃棄物処理法」とい  
う。) 第二条第二項に規定する一般廃棄物  
をいう。以下同じ。)ごとに、総排出量算  
定期間において焼却された当該一般廃棄物  
の量(トンで表した量をいう。)に、当該  
一般廃棄物の区分に応じ当該一般廃棄物の  
一トン当たりの焼却に伴い排出されるキロ  
グラムで表した炭素の量として次に掲げる  
係数を乗じて得られる量に、十二分の四十  
四を乗じて得られる量を算定し、当該一般  
廃棄物ごとに算定した量を合算して得られ  
る量

(1) 廃プラスチック類(合成繊維の廃棄物  
に限る。) 六百二十四

(2) 廃プラスチック類(合成繊維の廃棄物  
を除く。) 七百五十四

(3) 廃棄物を原材料とする固形燃料(古紙  
又は廃プラスチック類を主たる原材料と  
するもの及び動物性の廃棄物又は植物性  
の廃棄物のみを原材料とするものを除  
く。) 二百十一

ホ 次に掲げる産業廃棄物(廃棄物処理法第  
二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。  
以下同じ。)ごとに、総排出量算定期間に

おいて焼却された当該産業廃棄物の量(ト  
ンで表した量をいう。)に、当該産業廃棄  
物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当  
たりの焼却に伴い排出されるキログラムで  
表した炭素の量として次に掲げる係数を乗  
じて得られる量に、十二分の四十四を乗じ  
て得られる量を算定し、当該産業廃棄物ご  
とに算定した量を合算して得られる量

(1) 廃油(植物性のもの及び動物性のもの  
を除く。) 七百九十六

(2) 廃プラスチック類 六百九十七

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、人の  
活動に伴って発生する二酸化炭素(動植物  
に由来するものを除く。)であつて、総排  
出量算定期間において排出されたものの量  
のうち、実測その他適切な方法により得ら  
れるもの

メタン 次に掲げる量を合算する方法

イ 別表第二の第二欄に掲げる燃料ごとに、  
総排出量算定期間においてその本来の用途  
に従ってボイラーにおいて使用された当該  
燃料の量(キログラムで表した量をいう。)  
に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キ  
ログラム当たりのギガジュールで表した発  
熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗  
じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃  
料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排  
出されるキログラムで表したメタンの量と  
して同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得  
られる量を算定し、当該燃料ごとに算定し  
た量を合算して得られる量

ロ 別表第三の第二欄に掲げる燃料ごとに、  
総排出量算定期間においてその本来の用途  
に従ってガス機関又はガソリン機関(航空  
機、自動車又は船舶に用いられるものを除  
く。次号ハにおいて同じ。)において使用  
された当該燃料の量(当該燃料の区分に応  
じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量  
をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の  
一当該単位当たりのギガジュールで表した  
発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を  
乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該  
燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い  
排出されるキログラムで表したメタンの量  
として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて

得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 別表第四の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従って家庭用機器（こんろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が日常生活の用に供する機械器具をいう。次号二において同じ。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 次に掲げる自動車ごとに、総排出量算定期間における当該自動車の走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）に、当該自動車の区分に応じ当該自動車の一キロメートル当たりの走行に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該自動車ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）又は小型自動車（同条に規定する小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以下のもの

(2) ガソリンを燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以上のもの

(3) ガソリンを燃料とする軽自動車（道路運送車両法第三条に規定する軽自動車（二輪の軽自動車を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、人の運送の用に供するもので

(4) ガソリンを燃料とする普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの

(5) ガソリンを燃料とする小型自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの

(6) ガソリンを燃料とする軽自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの

(7) ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車又は軽自動車のうち、散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するもの

(8) 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以下のもの

(9) 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以上のもの

(10) 軽油を燃料とする普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの

(11) 軽油を燃料とする小型自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの

(12) 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するもの

ホ 次に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従って本邦の各港間のみを航行する船舶において使用された当該燃料の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

(2) A重油 〇・二六  
B重油又はC重油 〇・二八

ヘ 次に掲げる家畜ごとに、総排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一年間当たりの、一年間においてその体内から排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得た定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 牛 八十二  
馬 十八  
めん羊 四・一  
山羊 四・一  
豚 一・一

ト 次に掲げる家畜ごとに、総排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一年間当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 牛 二十四  
馬 二・一  
めん羊 〇・二八  
山羊 〇・一八  
豚 一・五  
鶏 〇・〇一

チ 総排出量算定期間において稲を栽培するために耕作された水田の面積（平方メートルで表した面積をいう。）に、当該水田の一平方メートル当たりの耕作に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として

〇・〇一六を乗じて得られる量

リ 総排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一年間当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表したメタンの

の量として一・三に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ヌ 次に掲げる植物性の物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 穀 〇・〇〇二一  
(2) わら 〇・〇〇二一

ル 次に掲げる廃棄物ごとに、総排出量算定期間において埋立処分が行われた当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの、埋立処分後の分解に伴い排出されるの見込まれるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 食物くず 百四十五  
(2) 紙くず 百三十六  
(3) 繊維くず 百五十一  
(4) 木くず 百五十一

ヲ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において処理された下水又は尿（以下「下水等」という。）の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における下水等の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 終末処理場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場をいう。以下同じ。）

〇・〇〇八八

(2) し尿処理施設（廃棄物処理法第八条第一項に規定するし尿処理施設をいう。以下同じ。）

〇・〇三八

ワ 総排出量算定期間における浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽をいう。次号カにおいて同じ。）の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりの尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として〇・五九に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

カ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 連続焼式焼却施設 〇・〇〇〇九五
- (2) 連続焼式焼却施設 〇・〇七七
- (3) バッチ焼式焼却施設 〇・〇七六

ヨ 次に掲げる産業廃棄物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 廃油 〇・〇〇〇五六
- (2) 汚泥 〇・〇〇〇九七

タ イからヨまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生するメタンであつて、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

三 酸化二窒素 次に掲げる量を合算する方法

イ 別表第五の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つてボイラーにおいて使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）

に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 別表第六の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つてディーゼル機関（自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 別表第三の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つてガス機関又はガソリン機関において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第六欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 別表第四の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つて家庭用機器において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュールで表した発熱に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第六欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ヘ 次に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つて本邦の

れる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第六欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ホ 前号二（一）から（二）までに掲げる自動車ごとに、総排出量算定期間における当該自動車の走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）に、当該自動車の区分に応じ当該自動車の一キロメートル当たりの走行に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該自動車ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 前号二（一）に掲げる自動車 〇・〇〇二九
- (2) 前号二（二）に掲げる自動車 〇・〇〇四一
- (3) 前号二（三）に掲げる自動車 〇・〇〇二二
- (4) 前号二（四）に掲げる自動車 〇・〇〇三九
- (5) 前号二（五）に掲げる自動車 〇・〇〇二六
- (6) 前号二（六）に掲げる自動車 〇・〇〇二二
- (7) 前号二（七）に掲げる自動車 〇・〇〇三五
- (8) 前号二（八）に掲げる自動車 〇・〇〇〇七
- (9) 前号二（九）に掲げる自動車 〇・〇〇二五
- (10) 前号二（一〇）に掲げる自動車 〇・〇〇〇一四
- (11) 前号二（一一）に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇九
- (12) 前号二（一二）に掲げる自動車 〇・〇〇〇二五

次に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つて本邦の

各港間のみを航行する船舶において使用された当該燃料の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 軽油 〇・〇七三
- (2) A重油 〇・〇七四
- (3) B重油又はC重油 〇・〇七九

ト 総排出量算定期間において麻醉剤として使用された一酸化二窒素の量（キログラムで表した量をいう。）

チ 次に掲げる家畜ごとに、総排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の頭又は一羽当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 牛 一・六一
- (2) 豚 〇・五六
- (3) 鶏 〇・〇二九三

リ 次に掲げる耕地ごとに、総排出量算定期間において当該耕地において使用された化学肥料に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該耕地の区分に応じ当該耕地における窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該耕地ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 畑 九・七四
- (2) 水田 四・八七

ヌ 次に掲げる農作物ごとに、総排出量算定期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料（化学肥料を除く。）に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の栽培における窒素の一トン当たりの使用に

伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得た数を合算して得られる量

- (1) 野菜 九・七四
- (2) 水稲 四・八七
- (3) 果樹 九・七四
- (4) 茶樹 四十五・六
- (5) ばれいしよ 九・七四
- (6) 飼料作物 九・七四

ル 総排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一年当たりの尿から発生するキログラムで表した一酸化二窒素の量として〇・一八に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ワ 次に掲げる植物性の物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量(キログラムで表した量をいう。)に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 穀 〇・〇〇〇〇五七
- (2) わら 〇・〇〇〇〇五七

カ 総排出量算定期間における浄化槽の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりの尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 終末処理場 〇・〇〇〇一六
- (2) し尿処理施設 〇・〇〇〇九三

化二窒素の量として〇・〇二三に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

- (1) 連続燃焼式焼却施設 〇・〇五六七
- (2) 準連続燃焼式焼却施設 〇・〇五三九
- (3) バッチ燃焼式焼却施設 〇・〇七二四

タ 次に掲げる産業廃棄物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 紙くず又は木くず 〇・〇一〇
- (2) 廃油 〇・〇〇九八
- (3) 廃プラスチック類 〇・一七
- (4) 下水汚泥 一・〇九
- (5) 汚泥(4)に掲げるものを除く。

レ イからタまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する一酸化二窒素であつて、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

第一号各号に掲げるハイドロフルオロカーボンそれぞれの物質ごとに、次に掲げる量を合算する方法

- イ 総排出量算定期間において使用に供されていた自動車用エアコンディショナー(当該物質が封入されたものに限り)の台数
- ロ 当該自動車用エアコンディショナーの一台当たり封入されている当該物質のうち一年間に排出されるキログラムで表した

当該物質の量として〇・〇一〇に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

- (1) 噴霧器
- (2) 消火剤

ニ イからハまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する当該物質であつて、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるものを合算する方法

五 前条各号に掲げるパーフルオロカーボン総排出量算定期間において排出されたそれぞれの物質の量のうち、実測その他適切な方法により得られるものを合算する方法

六 六ふつ化硫黄 次に掲げる量を合算する方法

イ 総排出量算定期間において使用に供されていた変圧器 開閉器、遮断器その他の電気機械器具(以下「電気機械器具」という。)に封入されていた六ふつ化硫黄の量(キログラムで表した量をいう。)に、当該電気機械器具に封入された一キログラム当たりの六ふつ化硫黄のうち一年間に排出されるキログラムで表した六ふつ化硫黄の量として〇・〇〇一に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ロ 総排出量算定期間において電気機械器具の点検に伴い排出された六ふつ化硫黄の量(キログラムで表した量をいう。)

2 政府並びに都道府県及び市町村は、その事務及び事業に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、前項各号の係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号(第一号ロを除く。)の係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十条第一項の政府実行計画又は法第二十一条第一項の地方公共団体実行計画に係る温室効果ガス総排出量を算定することができる。

(地球温暖化係数)

第四条 法第二十条第五項の政令で定める地球温暖化係数は、次の各号に掲げる温室効果ガスの区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

一	二酸化炭素	一
二	メタン	二十五
三	一酸化二窒素	二百九十八
四	トリフルオロメタン	一万四千八百
五	ジフルオロメタン	六百七十五
六	フルオロメタン	九十二
七	一・一・一・二・二・ペンタフルオロエタン	三千五百
八	一・一・二・二・テトラフルオロエタン	千
九	一・一・一・二・テトラフルオロエタン	千四百三十
十	一・一・二・トリフルオロエタン	三百五十三
十一	一・一・一・トリフルオロエタン	四百七十
十二	一・二・ジフルオロエタン	五十三
十三	一・一・ジフルオロエタン	百二十四
十四	フルオロエタン	十二
十五	一・一・一・二・三・三・ヘキサフルオロプロパン	三千二百二十
十六	一・一・一・三・三・三・ヘキサフルオロプロパン	九千八百十

十七	一・一・一・二・三・三	一ヘキサフルオ ロプロパン	千三百七十	
十八	一・一・一・二・二・三	一ヘキサフルオ ロプロパン	千三百四十	
十九	一・一・二・二・三	一ペンタフルオロ ロパン	六百九十三	
二十	一・一・一・三・三	一ペンタフルオロ ロパン	千三十	
二十一	一・一・一・三・三	一ペンタフルオロ ロパン	千三百九十四	
二十二	一・一・一・二・三	一四・四・五・ 五・五	一デカフルオロペン タン	千六百四十
二十三	一・一・一・二・三	一七千三百九十	二	パーフルオロメ タン
二十四	一・一・一・二・三	一万二千二百	二	パーフルオロエ タン
二十五	一・一・一・二・三	八千八百三十	二	パーフルオロプロ パン
二十六	一・一・一・二・三	一万七 千三百四十	二	パーフルオロシク ロプロパン
二十七	一・一・一・二・三	八千八百六十	二	パーフルオロプロ タン
二十八	一・一・一・二・三	一万三百	二	パーフルオロシク ロプロタン
二十九	一・一・一・二・三	九千六百六十	二	パーフルオロペン タン
三十	一・一・一・二・三	九千三百	二	パーフルオロヘキ サン
三十一	一・一・一・二・三	七千五百	二	パーフルオロデカ リン
三十二	一・一・一・二・三	二万二千八百	二	六ふつ化硫黄
三十三	一・一・一・二・三	一万七千二百	二	三ふつ化窒素

第二章 温室効果ガス算定排出量の報告

特定排出者

第五節 法第二十六條第一項(同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。)の政令で定める者(以下「特定排出者」という。)

一 事業者を設置している者であつて、その設置している全ての事業所(その者が法第二十六條第二項に規定する連鎖化事業者である場合にあつては、その同項に規定する加盟者と同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。次条において同じ。)の原油換算エネルギー使用量(エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「省エネルギー令」という。)第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。)の合計量が千五百キログラム以上であるもの

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号。以下この条

において「省エネルギー法」という。)第一百一条第二項に規定する特定貨物輸送事業者者  
三 省エネルギー法第九條第二項に規定する特定荷主  
四 省エネルギー法第十三條第二項に規定する認定管理統括荷主(第八條第四項において単に「認定管理統括荷主」という。)であつて、貨物輸送事業者(省エネルギー法第九十九條第一項に規定する貨物輸送事業者をいう。次号において同じ。)に輸送させる貨物の年度の輸送量(省エネルギー令第十二條第一項で定めるところにより算定した貨物の年度の輸送量をいう。同号において同じ。)が三千万トンキロ以上であるもの

五 省エネルギー法第十三條第二項第二号に規定する管理関係荷主(第八條第七項において単に「管理関係荷主」という。)であつて、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が三千万トンキロ以上であるもの  
六 省エネルギー法第二十五條第二項に規定する特定旅客輸送事業者  
七 省エネルギー法第三十條第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者(第八條第三項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」という。)であつて、輸送能力の合計(省エネルギー令第十五條第一項で定める輸送能力の合計をいう。次号において同じ。)が三百両以上であるもの  
八 省エネルギー法第三十條第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者(第八條第八項において単に「管理関係貨客輸送事業者」という。)であつて、輸送能力の合計が三百両以上であるもの  
九 省エネルギー法第三十九條第三項に規定する特定航空輸送事業者  
十 二酸化炭素(エネルギー(省エネルギー法第二條第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。))の使用に伴つて発生するものを除く。以下この号において同じ。)の排出を伴う事業活動(国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下同じ。)として別表第七の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に同じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量が三千万トン以上であるもの  
十一 メタンの排出を伴う事業活動として別表第八の中欄に掲げるものを行う者であつて、

同表の中欄に掲げる事業活動の区分に同じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量を二十五を乗じて得た量が三千万トン以上であるもの  
十二 一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として別表第九の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に同じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に二百九十八を乗じて得た量が三千万トン以上であるもの  
十三 第一条各号に掲げるハイドロフルオロ

カーボンの排出を伴う事業活動として別表第十の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に同じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該ハイドロフルオロカーボンの排出量に前条第四号から第二十二号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に同じそれぞれ同条第四号から第二十二号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千万トン以上であるもの  
十四 第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十一の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に同じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該パーフルオロカーボンの排出量に前条第二十三号から第三十一号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に同じそれぞれ同条第二十三号から第三十一号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千万トン以上であるもの  
十五 六ふつ化硫黄の排出を伴う事業活動として別表第十二の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に同じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万二千八百を乗じて得た量が三千万トン以上であるもの  
十六 三ふつ化窒素の排出を伴う事業活動として別表第十三の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に同じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふつ化窒素の排出量に一万七千二百を乗じて得た量が三千万トン以上であるもの

(法第二十六條第一項の政令で定める規模以上の事業所)  
第六節 法第二十六條第一項の政令で定める規模以上の事業所は、次に掲げる事業所とする。  
一 前条第一号に掲げる者が設置している事業所のうち、原油換算エネルギー使用量が千五百キログラム以上であるもの  
二 前条第十号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に同じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素(エネルギー)の使用に伴つて発生するものを除く。)の排出量に一を乗じて得た量が三千万トン以上であるもの  
三 前条第十一号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に同じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十五を乗じて得た量が三千万トン以上であるもの  
四 前条第十二号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に同じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に二百九十八を乗じて得た量が三千万トン以上であるもの  
五 前条第十三号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に同じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出量に第四条第四号から第二十二号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に同じそれぞれ同条第四号から第二十二号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千万トン以上であるもの  
六 前条第十四号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十一の中欄に掲げる事業活動の区分に同じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出量に第四条第二十三号から第三十一号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に同じそれぞれ同条第二十三号から第三十一号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千万トン以上であるもの  
七 前条第十五号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十二の中欄に掲げる事業

活動の区分に同じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第三条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出量に第四条第二十三号から第三十一号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に同じそれぞれ同条第二十三号から第三十一号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千万トン以上であるもの

活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万二千八百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

八 前条第十六号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十三の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふつ化窒素の排出量に一万七千二百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

(特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法)

第七条 法第二十六條第三項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 次に掲げる特定排出者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法

イ 第五号第一号に掲げる者 次に掲げる量を環境省令・経済産業省令で定めるところにより合算する方法

(1) 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間(法第二十六條第一項に規定する主務省令で定める期間をいう。以下同じ)において事業活動に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(2) 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量(キロワット時で表した量をいう。)に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(3) 環境省令・経済産業省令で定める熱ごとに、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量(ギガジュールで表した量をいう。)に、当該電気の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量(ギガジュールで表した量をいう。)に、当該熱の区分に応じ当該熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ロ 第五条第二号から第八号までに掲げる者 次に掲げる量を合算する方法

(1) 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

(2) 算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴い使用された他人から供給された電気の量(キロワット時で表した量をいう。)に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ 第五条第九号に掲げる者 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ヘ 第五条第九号に掲げる者 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算する方法

二 二酸化炭素(前号に掲げるものを除く) 別表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

三 メタン 別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

四 一酸化二窒素 別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

五 第一号各号に掲げるハイドロフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

六 第二号各号に掲げるパーフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、別表第十一の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

七 六ふつ化硫黄 別表第十二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

八 三ふつ化窒素 別表第十三の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

特定排出者は、その事業活動に伴う前項各号に掲げる物質の排出量を実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法により算定することができる

法第二十六條第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

第八条 法第三十四條第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第六條第一項(同法第四十八條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第二十七條第一項(同法第四十八條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、又は同法第三十八條第一項(同法第四十八條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分(同法第二十九條第二項に規定する認定管理統括事業者(次項において単に「認定管理統括事業者」という。)にあっては、当該者に係る事項に限る。)、及び主務省令で定める事項

Table with 2 columns: Article/Section and Content. The table lists various articles and sections related to greenhouse gas reporting and calculation methods, including references to specific laws and regulations.





<p>第三十二事 業 第四項 大臣</p>	<p>4 法第三十四條第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十一條第一項（同法第百十九條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百十五條第一項（同法第百十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括荷主にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六條第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六條から第三十三條まで、第六十三條及び第六十五條の規定の適用については、法第三十四條第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>第二十二項 該報告に係る事項（第三十四條第一項の報告一項の規定により第二十六條第一項の報告一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九號）第百十一條第一項（同法第百十九條第一項の規定を含む。以下同じ。）又は同法第百十五條第一項（同法第百十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（同法第百十三條第二項に規定する認定管理統括荷主（次項において単に「認定管理統括荷主」という。）にあっては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項）</p>
<p>第一項 第二項 第三項 第四項 大臣</p>	<p>5 法第三十四條第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十八條第一項（同法第四十八條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第二十九條第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六條第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六條から第三十三條まで、第六十三條及び第六十五條の規定の適用については、法第三十四條第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>第二十二項 該報告に係る事項（第三十四條第一項の報告一項の規定により第二十六條第一項の報告一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九號）第百十一條第一項（同法第百十九條第一項の規定を含む。以下同じ。）又は同法第百十五條第一項（同法第百十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（同法第百十三條第二項に規定する認定管理統括荷主（次項において単に「認定管理統括荷主」という。）にあっては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項）</p>
<p>第二十二事 業 第四項 大臣</p>	<p>6 法第三十四條第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二條第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六條第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六條から第三十三條まで、第六十三條及び第六十五條の規定の適用については、法第三十四條第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>第二十二項 該報告に係る事項（第三十四條第一項の報告一項の規定により第二十六條第一項の報告一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九號）第百十一條第一項（同法第百十九條第一項の規定を含む。以下同じ。）又は同法第百十五條第一項（同法第百十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（同法第百十三條第二項に規定する認定管理統括荷主（次項において単に「認定管理統括荷主」という。）にあっては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項）</p>
<p>第二十二事 業 第四項 大臣</p>	<p>7 法第三十四條第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二條第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六條第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六條から第三十三條まで、第六十三條及び第六十五條の規定の適用については、法第三十四條第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>第二十二項 該報告に係る事項（第三十四條第一項の報告一項の規定により第二十六條第一項の報告一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九號）第百十一條第一項（同法第百十九條第一項の規定を含む。以下同じ。）又は同法第百十五條第一項（同法第百十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（同法第百十三條第二項に規定する認定管理統括荷主（次項において単に「認定管理統括荷主」という。）にあっては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項）</p>





への算定制当量の移転により当該算定制当量が信託財産に属することとなる場合 委託者が受託者の変更により信託財産に属する算定制当量が信託法（平成十八年法律第八号）第六十二条第一項に規定する新受託者（以下「新受託者」という。）に移転することとなる場合 同法第五十九条第一項に規定する前受託者（以下「前受託者」という。）

二 前項の申請を掲げる場合以外の場合 受託者、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 受託者又は新受託者の管理口座

二 当該申請に係る算定制当量の種別ごとの数量及び識別番号

三 委託者、受託者及び信託の受益者（以下「受益者」という。）の氏名又は名称及び住所又は居所

四 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め

五 信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所

六 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所

七 信託法第八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨

八 信託法第二百五十八条第一項に規定する受益者の定めのない信託（大正十一年法律第九号）であるときは、その旨

九 公益信託（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは、その旨

十 信託の目的

十一 信託財産の管理の方法

十二 信託の終了の事由

十三 その他の信託の条項

十四 第一項の申請において、前項第四号から第八号までに掲げる事項のいずれかを示したときは、同項第三号の受益者（同項第六号に掲げる事項を示した場合にあっては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。）の氏名又は名称及び住所又は居所を示すことを要しない。

十五 環境大臣及び経済産業大臣は、第一項の申請があった場合には、法第四十五条第三号の信託財産である旨の記録として、第二項第二号から第十三号までに掲げる事項を記録するものとする。

（代位による申請）

第十一條 前条第三号に掲げる場合においては、受益者又は委託者は、受託者に代位して信託の記録を申請することができる。

2 受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、当該申請において、受託者の名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る算定制当量が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。

（同時申請）

第十二條 第十条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記録の申請は、同号に規定する移転に係る算定制当量の振替の申請と同時にしなければならない。

（信託の記録の抹消の申請）

第十三條 信託の記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の環境大臣及び経済産業大臣に対する申請により行う。

一 算定制当量の移転により当該算定制当量が信託財産に属さないこととなる場合

二 受託者の変更により信託財産に属する算定制当量が新受託者に移転することとなる場合

三 算定制当量を固有財産に帰属させることにより当該算定制当量が信託財産に属さないこととなる場合

四 前項の申請をする者は、当該申請において、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 受託者又は前受託者の管理口座

二 当該申請に係る算定制当量の種別ごとの数量及び識別番号

（同時申請）

第十四條 前条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記録の抹消の申請は、同号に規定する移転に係る算定制当量の振替の申請と同時にしなければならない。

（受託者の変更）

第十五條 受託者の変更があつた場合においては、前受託者は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、信託財産に属する算定制当量について新受託者への移転に係る振替の申請（以下この条において「算定制当量振替申請」という。）をするのと同時に、当該算定制当量について、第十条第一項第二号及び第十三条第一項第二号の規定による申請（以下この条において「受託者変更記録等申請」という。）をしなければならない。

この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならない。

2 信託法第五十六条第一項第三号、第四号若しくは第六号又は公益信託ニ関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があつた場合においては、新受託者も、算定制当量振替申請及び受託者変更記録等申請をすることができ、この場合においては、受託者変更記録等申請は、算定制当量振替申請と同時にしなければならない。

（嘱託による信託の記録の変更）

第十六條 裁判所書記官は、受託者の解任の裁判があつたとき、又は信託管理人若しくは受益者代理人の選任若しくは解任の裁判があつたときは、職権で、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に囑託するものとする。

第十七條 主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。以下同じ。）は、受託者を解任したとき、又は信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したときは、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に囑託するものとする。

第十八條 裁判所書記官は、信託の変更を命ずる裁判があつたときは、職権で、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に囑託するものとする。

第十九條 主務官庁は、信託の変更を命じたときは、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に囑託するものとする。

（信託の記録の変更の申請）

第二十條 前条第三号から第十三号までに掲げる事項について変更があつたときは、受託者は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、信託の記録の変更を申請しなければならない。

（手数料の額等）

第二十一條 法第六十二条各号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第三十条第一項のファイル記録事項の開示を受ける者

イからニまでに掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき三十円

ロ フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき五十円に〇・二メガバイトまでごとに三百七十円を加えた額

ハ 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二二一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき七十円に〇・二メガバイトまでごとに三百七十円（法第三十条第二項の開示請求（以下「開示請求」という。）に係る年度のファイル記録事項の全てを複写したものの交付をする場合にあつては、三百メガバイトまでごとに千三百六十円）を加えた額

ニ 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下ニにおいて同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合に限る。） 一件につき百円に〇・二メガバイトまでごとに三百五十円

（開示請求に係る年度のファイル記録事項の全てを複写させる場合にあつては、三百メガバイトまでごとに千三百六十円）を加えた額

二 法第四十六条第三項の管理口座の開設の申請をする者 二万九百円

三 法第四十八条第二項の振替の申請をする者 六千二百円

四 法第五十五条の書面の交付を請求する者 五百三十円

前項各号で定める手数料は、申請書（同項第一号に掲げる者にあつては、法第三十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面）に収入印紙を貼って納付しなければならない。

2 前項各号で定める手数料は、申請書（同項第一号に掲げる者にあつては、法第三十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面）に収入印紙を貼って納付しなければならない。

（手数料の額等）

第二十二條 法第六十二条各号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第三十条第一項のファイル記録事項の開示を受ける者

イからニまでに掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき三十円

ロ フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき五十円に〇・二メガバイトまでごとに三百七十円を加えた額

3 第一項第一号に掲げる者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手又は環境大臣及び経済産業大臣が定めるこれに類する証票で納付しなければならない。

4 環境大臣及び経済産業大臣は、第一項第三号に掲げる者が国の管理口座に無償で算定相当量を移転する場合には、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、当該振替の申請に係る法第六十二条の手数料を免除することができる。

(磁気ディスクによる報告等の方法)

第二十一条 磁気ディスク（フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスクをいう。以下同じ。）により法第二十六条第一項の規定による報告、法第二十七条第一項若しくは第三十条第一項（法第三十二条第六項において準用する場合を含む。）の請求又は法第三十二条第一項の規定による提供（以下この条において「報告等」という。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、当該報告等に係る事項を記録した磁気ディスクを提出することにより、これをしななければならない。

(磁気ディスクによる開示の方法)

第二十二條 主務大臣は、磁気ディスクにより法第三十一条（法第三十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による開示を行うときは、法第三十条第一項（法第三十二条第六項において準用する場合を含む。）の請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

(財務局長等への権限の委任)

第二十三條 法第六十五条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、次の表の上欄に掲げる規定に基づくものについては、同欄に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる区域又は場所を管轄する同表の下欄に掲げる財務局長又は福岡財務支局長に委任するものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

法第二十条第五号第一号、第三号財務局長（当該六条第一から第五号まで又は第所在地在が福岡財務、第二十号から第十六号まで務支局長の管轄区十七号第七号に掲げる者の主たる事域内にある場合）	指定都市若しくは同法あつては、福岡（第二百五十二条の二十財務支局長） 第二項の中核市の区
第三十二條第一項	福岡財務支局長

この政令は、法の施行の日（平成十一年四月八日）から施行する。

附則（平成一四年二月二六日政令第三九六号）  
この政令は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成一八年三月二九日政令第八八号）  
（施行期日）  
1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。  
（経過措置）  
2 この政令による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第五号第七号及び第八号並びに第六号第一項第三号及び第四号の規定の適用については、この政令の施行の日から四年を経過する日までの間においては、これらの規定中「掲げる量」とあるのは、「掲げる量（同表の五の項の下欄のイに掲げる量を除く。）」とする。

附則（平成一八年二月二二日政令第三九七号）  
この政令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年三月一日）から施行する。

附則（平成一九年七月一三日政令第二〇七号）  
この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年六月一三日政令第一九五号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月一八日政令第四〇号）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三一日政令第八六号）  
（施行期日）  
1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。  
（経過措置）  
2 この政令による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第五号の二第三号及び第三号の規定の適用については、平成二十二年三月三十一日までの間においては、これらの規定中「掲げる量」とあるのは、「掲げる量（同表の五の項の下欄のイに掲げる量を除く。）」とする。

附則（平成二二年三月三日政令第二〇号）  
（施行期日）  
1 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。  
（経過措置）  
2 この政令による改正後の別表第八の規定は、平成二十二年四月以降において報告すべき地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二第三項に規定する温室効果ガス算定排出量について適用する。

附則（平成二五年二月二七日政令第三七〇号）抄  
この政令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。

附則（平成二七年一月三〇日政令第三〇号）抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月三一日政令第一三五号）  
（施行期日）  
1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。  
（経過措置）  
2 地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二の規定により平成二十七年において報告すべき同条第三項に規定する温室効果ガス算定排出量に関する報告については、なお従前の例による。

附則（平成二八年二月一七日政令第四三三号）抄  
（施行期日）  
1 この政令は、改正法施行日（平成二八年四月一日）から施行する。ただし、第三十六条及び第三十八条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年五月二七日政令第二三二号）抄  
（施行期日）  
1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年一月三〇日政令第三三九号）抄  
この政令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

附則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月一八日政令第四〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月一八日政令第四〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄

(施行期日)  
 第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和元年二月一三日政令第一八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

別表第一(第三条関係)

一	一般炭	キログラム	二五・〇	〇・二四
二	ガソリン	リットル	三十四・〇	〇・一八
三	ジェット燃料油	リットル	三六・〇	〇・一八
四	灯油	リットル	三六・〇	〇・一八
五	軽油	リットル	三七・〇	〇・一八
六	A重油	リットル	三九・〇	〇・一八
七	B重油又はC重油	リットル	四一・〇	〇・一九
八	液化石油ガス(LPG)	キログラム	五〇・八	〇・一六
九	液化天然ガス(LNG)	キログラム	五四・〇	〇・一三
一〇	都市ガス	立方メートル	四四・〇	〇・一三

別表第二(第三条関係)

一	木材	〇・〇一四四	〇・〇七四
二	木炭	〇・〇三〇五	〇・〇七四

別表第三(第三条関係)

一	液化石油ガス( LPG )	〇・〇五〇	〇・〇〇
二	都市ガス	〇・〇四〇	〇・〇〇

別表第四(第三条関係)

一	立方メートル	〇・〇四〇	〇・〇〇
二	トール	〇・〇四八	〇・〇六一

一	灯油	リットル	〇・〇三〇	〇・〇〇
二	液化石油ガス(LPG)	キログラム	〇・〇五〇	〇・〇〇
三	都市ガス	立方メートル	〇・〇四〇	〇・〇〇
四	トール	〇・〇四八	〇・〇〇	〇・〇九〇

別表第五(第三条関係)

一	一般炭	キログラム	〇・二五〇	〇・〇〇五
二	木材	キログラム	〇・一四〇	〇・〇〇五
三	木炭	キログラム	〇・三〇〇	〇・〇〇五
四	B重油又はC重油	リットル	〇・四二〇	〇・〇〇〇
五	A重油	リットル	〇・三七〇	〇・〇〇一
六	B重油又はC重油	リットル	〇・三九〇	〇・〇〇一
七	液化石油ガス(LPG)	キログラム	〇・五〇〇	〇・〇〇一
八	都市ガス	立方メートル	〇・四四〇	〇・〇〇一
九	トール	〇・四四八	〇・〇〇一	〇・〇〇七

別表第六(第三条関係)

一	灯油	リットル	〇・〇三六	〇・〇〇一
二	軽油	リットル	〇・〇三七	〇・〇〇一
三	A重油	リットル	〇・〇三九	〇・〇〇一
四	B重油又はC重油	リットル	〇・〇四一	〇・〇〇一
五	液化石油ガス(LPG)	キログラム	〇・〇五〇	〇・〇〇一
六	都市ガス	立方メートル	〇・〇四四	〇・〇〇一
七	トール	〇・〇四八	〇・〇〇一	〇・〇〇七

別表第七(第五条―第七条関係)

一 原油又は天然イ 算定排出量算定期間において試験掘りのされた原油又は天然ガスの坑井の井数試験掘りに、当該坑井の一井当たりの試験に伴って排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

二 天然イ 算定排出量算定期間において試験掘りのされた原油又は天然ガスの坑井の井数試験掘りに、当該坑井の一井当たりの試験に伴って排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

三 天然イ 算定排出量算定期間において試験掘りのされた原油又は天然ガスの坑井の井数試験掘りに、当該坑井の一井当たりの試験に伴って排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 算定排出量算定期間において生産された原油(環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下(1)において同じ。)の量(キロリットルで表した量をいう。)に、当該原油のキロリットル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(2) 算定排出量算定期間において生産された天然ガスの量(温度が零度で圧力が一気圧の状態(以下「標準状態」という。)に換算した立方メートルで表した量をいう。)に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(3) 算定排出量算定期間において点検された原油又は天然ガスの生産に係る坑井の井数に、当該生産に係る坑井の一井当たりの点検に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

二 セメン 次に掲げる量を合算して得られる量

ト クリ 算定排出量算定期間において製造されたセメントクリンカーの量(トン)に、生で表した量をいう。)に、当該セメントクリンカーのトン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

三 石灰 算定排出量算定期間において製造された石灰の量(トン)に、当該石灰のトン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

四 鉄鋼 算定排出量算定期間において製造された鉄鋼の量(トン)に、当該鉄鋼のトン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

五 亜鉛 算定排出量算定期間において製造された亜鉛の量(トン)に、当該亜鉛のトン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

六 銅 算定排出量算定期間において製造された銅の量(トン)に、当該銅のトン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

七 鉛 算定排出量算定期間において製造された鉛の量(トン)に、当該鉛のトン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

八 環境省令・経済産業省令で定める量

三 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 算定排出量算定期間においてソーダ灰の製造に伴い排出された二酸化炭素の量(トン)で表した量をいう。)

(2) 算定排出量算定期間において使用されたソーダ灰の量(トン)で表した量をいう。)に、当該ソーダ灰のトン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

二 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 算定排出量算定期間においてソーダ灰の製造に伴い排出された二酸化炭素の量(トン)で表した量をいう。)

(2) 算定排出量算定期間において使用されたソーダ灰の量(トン)で表した量をいう。)に、当該ソーダ灰のトン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

三 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 算定排出量算定期間において製造された炭化カルシウムの量(トン)で表した量をいう。)に、当該炭化カルシウムのトン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(2) 算定排出量算定期間において製造された炭化カルシウムの量(トン)で表した量をいう。)に、当該炭化カルシウムのトン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量







<p>三 アジビ ン酸又 は硝酸 の製造 の製造 の製造 の製造</p>	<p>二 原油又 は天然 ガス 性状に 天然ガ ス 試験又 は生産 の量と する係 数を乗 じて得 られる 量</p> <p>(一) 算定排出量算定期間において生産された原油(環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下(一)において同じ。)の量(キロリットルで表した量をいう。)に、当該原油の一キロリットル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>(二) 算定排出量算定期間において生産された天然ガスの量(標準状態に換算した立方メートルで表した量をいう。)に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>	<p>(当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設等ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
<p>六 耕地に おける</p>	<p>四 麻酔剤 の使用 の量と する係 数を乗 じて得 られる 量</p> <p>五 家畜の 排泄物 の管 理 の量と する係 数を乗 じて得 られる 量</p> <p>ロ イの環境省令・経済産業省令で定める家畜以外の家畜で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ 算定排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>	<p>した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ア アジビ ン酸</p> <p>ロ 硝酸</p>
<p>八 工場 水、下 水の 処理 の量と する係 数を乗 じて得 られる 量</p>	<p>七 植物性 物の 焼却 の量と する係 数を乗 じて得 られる 量</p> <p>ロ 環境省令・経済産業省令で定める植物性の物(トン)で表した量をいう。)に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>肥料の 使用 の量と する係 数を乗 じて得 られる 量</p> <p>イ 環境省令・経済産業省令で定める農作物ごとに、算定排出量算定期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料に含まれる窒素の量(トン)で表した量をいう。)に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の栽培における窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 環境省令・経済産業省令で定める農作物ごとに、算定排出量算定期間における耕地において肥料として使用された当該農作物の残さの量(トン)で表した量をいう。)に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の残さの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
<p>九 廃棄物 の焼却 の量と する係 数を乗 じて得 られる 量</p>	<p>ロ 環境省令・経済産業省令で定める廃棄物の焼却施設(口の環境省令・経済産業省令で定める施設を除く。)で環境省令・経済産業省令で定める製造の物(トン)に、算定排出量算定期間における当該焼却施設において焼却された用途における当該焼却施設において焼却されたの使(一般廃棄物の量(トン)で表した量をいう。以下(一)において同じ。)に、当該焼却施設における一人当たりの尿及び雑排水の処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>当該終末処理場における下水の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ハ 環境省令・経済産業省令で定める尿の処理方法ごとに、算定排出量算定期間における尿処理施設(環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下ハ及びニにおいて同じ。)において処理された尿に含まれる窒素の量(トン)で表した量をいう。)に、当該尿の処理方法の区分に応じ当該尿処理施設における尿に含まれる窒素の一トン当たりの処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該尿の処理方法ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ニ し尿及び雑排水の処理に係る施設(終末処理場及びし尿処理施設を除く。以下ニにおいて同じ。)で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間における当該施設の処理対象人員に、当該施設の区分に応じ当該施設における一人当たりの尿及び雑排水の処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p>



施設ごとに算定した量を合算して得られる量

製品の製造のために廃棄物を使用する施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間における当該施設において焼却され、又は使用された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

環境省令・経済産業省令で定める廃棄物（イの環境省令・経済産業省令で定める焼却施設及びロの環境省令・経済産業省令で定める施設において焼却されるものを除く。）ごとに、算定排出量算定期間において焼却された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

二 燃料を燃焼の用に供する施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料ごとに、算定排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設において使用された当該廃棄物燃料の量（当該廃棄物燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第十（第五節第七節関係）

一 クロロジ次に掲げる量を合算して得られる量  
フルオロイ 算定排出量算定期間において製造されたクロロジフルオロメタンの量（トンで表した量をいう。）に、当該フルオロイフルオロメタンの一トン当たりの製造に伴い発生するトンで表したトリフルオロメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該クロロジフルオロメタンの製造に伴い発生したトリフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

算定排出量算定期間において製造されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

二 冷凍空気 次に掲げる量を合算して得られる量  
調和機 次に掲げる量を合算して得られる量  
器、プラグ スチツ（一） 次に掲げる製品ごとに、算定スチツ排出量算定期間において当該製品の製造に伴い使用されたハイドロフル体素子等オロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

（i i i）業務用冷凍空気調和機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機（以下単に「自動販売機」という。）を除く。以下同じ。）

（2） 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において製造された当該製品の台数に、当該製品の区分に応じ当該製品の一台当たりの製造に伴い排出されるトンで表したハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

（i） 自動販売機  
（i i） 自動車用エアコンディショナー

算定排出量算定期間において業務用冷凍空気調和機器の使用の開始に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ 次に掲げる量を合算して得られる量

（1） 算定排出量算定期間において整備が行われた業務用冷凍空気調和機器に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

（2） 算定排出量算定期間において業務用冷凍空気調和機器の整備に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

（i i i）業務用冷凍空気調和機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機（以下単に「自動販売機」という。）を除く。以下同じ。）

（1） 算定排出量算定期間において整備が行われた自動販売機に封入さ

れていたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

（2） 算定排出量算定期間において整備が行われた自動販売機の台数に、当該自動販売機の一当該台数の整備に伴い排出されるトンで表したハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ホ 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において廃棄された当該製品に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

（1） 家庭用電気冷蔵庫  
（2） 家庭用エアコンディショナー  
（3） 業務用冷凍空気調和機器  
（4） 自動販売機

（1） 算定排出量算定期間においてポリエチレンフォームの製造に伴い発泡剤として使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）

（2） ポリエチレンフォーム以外のプラスチックで環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において当該プラスチックの製造に伴い発泡剤として使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該プラスチックの区分に応じ当該プラスチックの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環

（1） 算定排出量算定期間において整備が行われた自動販売機に封入さ

<p>三 溶剤等と 使用 のハ イドロ ロカ ーボン の量 （ト ン） を 表 し た 量 を い う。 （ト ン） を 表 し た 量 を い う。 ）を 控 除 し て 得 ら れ る 量</p>	<p>境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該プラスチックごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において当該製品の製造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量）をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>(1) 噴霧器</p> <p>(2) 消火剤</p> <p>算定排出量算定期間において噴霧器の使用に伴い排出されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量）をいう。）</p> <p>算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量）をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該使用されたハイドロフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量）をいう。）を控除して得られる量</p>
--	--

<p>三 溶剤等と 使用 のハ イドロ ロカ ーボン の量 （ト ン） を 表 し た 量 を い う。 （ト ン） を 表 し た 量 を い う。 ）を 控 除 し て 得 ら れ る 量</p>	<p>別表第十一（第五条―第七条関係）</p> <p>アルミニウムの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該アルミニウムの製量（トンで表した量）をいう。）に、当該アルミニウムの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該アルミニウムの製量（トンで表した量）をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該アルミニウムの製量（トンで表した量）をいう。）を算定した量を合算して得られる量</p> <p>環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>（1）噴霧器</p> <p>（2）消火剤</p> <p>算定排出量算定期間において噴霧器の使用に伴い排出されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量）をいう。）</p> <p>算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量）をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該使用されたハイドロフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量）をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
--	--

<p>三 溶剤等と 使用 のハ イドロ ロカ ーボン の量 （ト ン） を 表 し た 量 を い う。 （ト ン） を 表 し た 量 を い う。 ）を 控 除 し て 得 ら れ る 量</p>	<p>別表第十二（第五条―第七条関係）</p> <p>マグネシウム合金の製造に使用された六ふつ化硫黄の量（トンで表した量）をいう。）に、当該六ふつ化硫黄の製造に使用された六ふつ化硫黄の量（トンで表した量）をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該六ふつ化硫黄の製造に使用された六ふつ化硫黄の量（トンで表した量）をいう。）を算定した量を合算して得られる量</p> <p>環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>（1）噴霧器</p> <p>（2）消火剤</p> <p>算定排出量算定期間において噴霧器の使用に伴い排出されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量）をいう。）</p> <p>算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量）をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該使用されたハイドロフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量）をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
--	--

<p>三 溶剤等と 使用 のハ イドロ ロカ ーボン の量 （ト ン） を 表 し た 量 を い う。 （ト ン） を 表 し た 量 を い う。 ）を 控 除 し て 得 ら れ る 量</p>	<p>別表第十三（第五条―第七条関係）</p> <p>算定排出量算定期間において製造された六ふつ化硫黄の量（トンで表した量）をいう。）に、当該六ふつ化硫黄の製造に使用された六ふつ化硫黄の量（トンで表した量）をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該六ふつ化硫黄の製造に使用された六ふつ化硫黄の量（トンで表した量）をいう。）を算定した量を合算して得られる量</p> <p>環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>（1）噴霧器</p> <p>（2）消火剤</p> <p>算定排出量算定期間において噴霧器の使用に伴い排出されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量）をいう。）</p> <p>算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量）をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該使用されたハイドロフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量）をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
--	---

半導体素子の製造	製造の
算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイス等の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された三ふっ化窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該三ふっ化窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した三ふっ化窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該使用された三ふっ化窒素のうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量	経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量